

1 本文中に記載の各教職員に求められる力量

	求められる力量	生徒指導提要
基盤能力	<ul style="list-style-type: none"> 肯定的な児童生徒観に立脚し、一人一人の個性、多様性を尊重し、共感的に関わることができる。(子ども理解・指導実践) 資料の活用や観察により情報を収集、分析し、児童生徒がどのようなニーズを抱えているかを特定できる。(分析) 生徒指導は様々な教育活動や集団の特質を活かしながら行うものであることを十分に理解している。(生徒指導観) 学校内外の関係者と連携してチームとして活動することができる。(連携・組織) 自己研鑽に励むことができる。(研修) 	第1章 第2節・第3節 第3章 第6章 I 第1節・第2節
一般教員	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任・教科担当教員として、教科及び教科外における生徒指導をそれぞれ実践できる。(生徒指導観・指導実践) 児童生徒理解の基本的理論を理解している。(子ども理解) 児童生徒の状態や課題を理解し、個別支援計画を立て適切な支援ができる。(分析・企画) 学級・児童生徒会のもつ組織的機能を高めることができる。(学級経営) 個別指導・集団指導の基本を理解し、保護者や他の教職員と連携できる。(子ども理解・連携) 	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 I・II 第7章 第8章
中核教員	<ul style="list-style-type: none"> 研鑽を積んで、経験を現場で有効な力量へと変えることができる。(研修) 他の教員に対し、積極的に支援的な関わりを行うことができる。(組織) 教員の日常業務の中に、いかに生徒指導を活かすかという視点を持っている。(生徒指導観) 個別に生じる生徒指導的な課題への的確な初期対応ができる。(指導実践) 他の教員のモデルとなり、他の教員と協働することができる。(組織・連携) 他の教員の相談相手になれる水準で個別指導・集団指導の基本を理解している。(指導実践・育成) 	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 I・II 第7章 第8章
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> 学校内外の情報を収集し、適切に集約することで、現状と課題を明確にできる。(分析・企画) 校長が的確に判断できるように、現状と課題を管理職に正確に伝達できる。(情報管理) 学校の方針を踏まえた取組の計画を立てることができる。(組織・企画) 教職員全員で取組を進めていくために、教職員の動きをつくることができる。(組織コーディネート) 実践しただけで終わらせることなく、取組を定期的に点検できる。(点検・評価・育成) 特別支援コーディネーター等との連携・協力ができる。(連携) 	第1章 第2章 第1節 ・第2節～第4節 第3章 第4章 第5章 第6章 I・II 第7章 第1節 ・第2節～第5節 第8章
管理職	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導方針を明確にし、その達成を目指した教育活動を適切に位置付けることができる。(組織マネジメント・リーダーシップ) リーダーの育成、教職員の意識の高揚、児童生徒の安全確保に係る条件整備等を行い、全校指導体制を構築できる。(組織マネジメント) 学校・地域・関係機関との連携を強め、コーディネートすることができる。(組織・連携) 教職員の悩みに耳を傾け、適切な助言や具体的な支援をするためのコンサルテーションができる。(育成) 教育相談の考え方・技法を修得している。(指導実践) 法制度等について教職員に効果的な指示ができる。(指導実践) 	第1章 第2章 第1節 ・第2節～第4節 第3章 第4章 第5章 第6章 I・II 第7章 第1節・ 第2節～第5節 第8章

注)「生徒指導提要」欄の太字かつ二重下線で示した章・節は、各教職員ごとの研修における優先度が特に高いもの

2 教職員の4つの立場から見た研修内容の優先度（「生徒指導提要」との関連から）

生徒指導提要	第1章					第2章				第3章				第4章							第5章				第6章－Ⅰ							第6章－Ⅱ													第7章					第8章			
	生徒指導の意義と原理					教育課程と生徒指導				児童生徒の心理と児童生徒理解				学校における生徒指導体制							教育相談				生徒指導の進め方Ⅰ 児童生徒全体への指導							生徒指導の進め方Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導													生徒指導に関する法制度等					学校と家庭・地域・関係機関との連携			
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④							
教職員	生徒指導の意義と課題	教育課程における生徒指導の位置付け	生徒指導の前提となる発達観と指導観	集団指導・個別指導の方法原理	学校運営と生徒指導	教科における生徒指導	道徳教育における生徒指導	総合的な学習の時間における生徒指導	特別活動における生徒指導	児童生徒理解の基本	児童期の心理と発達	青年期の心理と発達	児童生徒理解の資料とその収集	生徒指導体制の基本的な考え方	生徒指導の組織と生徒指導主事との役割	年間指導計画	生徒指導のための教員の研修	資料の保管・活用と指導要録	全校指導体制の確立	生徒指導の評価と改善	教育相談の意義	教育相談体制の構築	教育相談の進め方	スクールカウンセラー、専門機関等との連携	組織的対応と関係機関等との連携	生徒指導における教職員の役割	守秘義務と説明責任	学級担任・ホームルーム担任の指導	基本的な生活習慣の確立	校内規律に関する指導の基本	児童生徒の安全にかかわる問題	問題行動の早期発見と効果的な指導	発達に関する課題と対応	喫煙、飲酒、薬物乱用	少年非行	暴力行為	いじめ	インターネット・携帯電話にかかわる課題	性に関する課題	命の教育と自殺の防止	児童虐待への対応	家出	不登校	中途退学	校則	懲戒と体罰	出席停止	青少年の保護育成に関する法令等	非行少年の処遇	地域社会における児童生徒	学校を中心とした家庭・地域・関係機関等との連携活動	地域ぐるみで進める健全育成と学校	社会の形成者としての資質の涵養に向けて
一般教諭	★★	★★	★★	★★	★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★	★★★	★★★	★★★	★★	★★★	★★★	★★★	★★★	★★	★★★	★★★	★★★	★★★	★★	★★★	★★★	★★★	★★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★	★	★	★	★★	★	★	★			
中核教諭	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆		
生徒指導主事	○○○	○○○	○	○	○	○○○	○○○	○	○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○						
管理職	●●●	●●●	●●	●	●	●●●	●●	●	●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●			

注1)印(☆、★、○、●)は教職員の4つの立場(一般教員、中核教員、生徒指導主事、管理職)ごとにそれぞれの立場で優先すべき研修内容を示している。

注2)研修内容の優先度は、次の通りである。☆☆☆(★、○、●も同じ):非常に高い ☆☆:やや高い ☆:普通

注3)印は教職員の4つの立場間(縦軸)を比較するものではない。

国、教育委員会、学校における生徒指導に関する教員研修の体系図

研修受講の
対象となる教職員

学校

各学校の実情に応じた
校内研修の
企画・立案・実施

国や教育委員会が行う
研修の受講者が
研修内容を還元

学校全体で
知識の
共有化

教育委員会

地域の
実情に応じた
研修の実施

研修の
企画・立案・
運営

国が行う研修の受講者が
各地域の研修指導者や
中核リーダーとして活動

地域全体で
知識の
共有化

国

○研修等の実施

(独)教員研修センター等において、国の教育政策上、真に必要な研修に厳選、特化し、教育委員会等が行う研修の指導者を養成

○生徒指導提要等の資料の作成・配付

管理職

生徒指導
主事

中核
教員

一般
教員